

農業委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 農業委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成29年4月 7日 |
| 4 監査期間 | 平成29年5月10日 |
| 5 監査対象年度 | 平成28年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成29年4月1日現在）は、次のとおりである。

農地法に基づく農地の権利移動・農地転用、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等促進、租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例、農地利用の最適化の推進、農業・農業者に関する事業の啓発宣伝、農業施策等の建議・答申、農業者年金に関する業務等を所掌する。

（職員5名、再任用職員2名、併任職員2名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、原課契約工事施工状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

（1）支出事務について

旅費に係る支出負担行為において、決裁権者を誤っていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意見

（1）委託契約について

請書において、委託料の支払については仕様書に定めるところによるとされているにもかかわらず、仕様書に委託料の支払に関する事項が定められていなかった。請書と仕様書の内容について精査すること。

【改善事項】

(2) 執務日誌について

執務日誌には執務時間中の重要事項などを記録しなければならないと四日市市役所処務規程に定められている。当所属において、農地パトロールの実施回数を活動指標として取り組んでいるが、執務日誌にその記録がなされていない。四日市市役所処務規程に則り、当所属の重要事項として農地パトロールの実施について執務日誌に記録すること。 【改善事項】

(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。

ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。 【改善事項】

イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。 【改善事項】

(4) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。 【改善事項】

(5) 農地の保全について

農地の保全を図ることが農業委員会の主たる任務である。農地転用の件数や面積を常に把握したうえで、農地の保全に向けた取組みを実践すること。 【改善事項】

(6) 農地パトロールについて

市内全域を3ブロックに分けて、それぞれ年1回、農地パトロールを実施している。農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消のため、実施回数を増やすなど農地パトロールの充実を図ること。併せて、農地パトロールを実効あるものとするため、その記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

(7) 担い手農家への農地利用の集積について

農業委員会は、市農水振興課や農地中間管理機構と連携し、担い手農家への農地利用の集積化を進めている。引き続き、市農水振興課や農地中間管理機構と密接に連携し、担い手農家の負担を少しでも軽減するような方法で農地利用の効率化を図り、担い手農家への農地利用の集積化を推進すること。 【要望事項】